

青森県報

第四千四十一号

平成二十七年
八月三十一日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	二
小・中学生及び高校生の喫煙等状況調査の実施……………	(が生活習慣病対策課)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情システム課)	四
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課)	四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域民局)	四
右 同……………	(同)	五
公営企業		
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………	(病院経営企画室)	五

告 示

青森県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
工藤内科小児科医院	黒石市大字内町一〇	平成二七・六・三〇
弘前歯科中央クリニック	弘前市大字城東三丁目六の一	"
いずみ歯科医院	八戸市大字鮫町字二子石一一の三	二七・六・三〇
くどう歯科医院	黒石市大字内町八の五	二七・六・三〇
スーパードラッグアサヒ 城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	"
株式会社 横浜ファーマシー スーパードラッグアサヒ調剤薬局	弘前市土手町一八一の四	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町福野田字常盤五四の一	"

青森県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
工藤内科小児科医院	黒石市大字内町一〇	平成二七・七一
弘前歯科中央クリニッ ク	弘前市大字城東三丁目六の一	"
えと歯科医院	八戸市鳥屋部町一	"
田向いしばし歯科	八戸市大字田向字冷水五三の三	二七・七六
くどう歯科医院	黒石市大字内町八の五	二七・七一
スーパードラッグアサ ヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	"
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	"
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	"
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四 の一	"

青森県告示第六百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

株式会社 横浜フアイ マシー スーパード ラッグアサヒ調剤薬局 スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局富田店	弘前市土手町一八一の四	平成二七・六三
	弘前市大字富田三丁目六の六	"

青森県告示第六百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大山皮膚科クリニック	十和田市大字三本木字千歳森一三七の一	平成二七・八二
スーパードラッグアサ ヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	二七・七一
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	"
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	"
有限会社 サワカミ薬 局北店	十和田市大字三本木字千歳森一三七の五	二七・八二
スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四 の一	二七・七一

青森県告示第六百三十七号

小・中学生及び高校生の喫煙等状況調査を次のとおり実施するので、青森県統計調

査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

学校での喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育は、現在、小・中・高等学校の学習指導要領に基づき、各学校において実施されているが、タスポの導入やタバコの値上げ、増税など、タバコを取り巻く環境の変化に伴い、未成年者の喫煙の現状に変化が見られていると思われる。

そこで、今回、平成十九年度、平成二十三年度を実施した調査結果と比較検討し、より効果的な対策を推進するため、本調査を実施するものである。

また、未成年者の喫煙と飲酒の関連性については平成十九年度の調査結果で明らかになっていることから、飲酒に関する実態についても併せて把握するものである。

二 調査対象の範囲

県内の公立小・中学生及び高校生のうち、対象学年を小学五年生、中学校一・三年生、高校三年生（定時制は除く。）とする。

三 報告を求める事項及びその基準となる期日（期間）

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 個人の背景

圏域 男女別 学年別

(二) たばこ関係項目

喫煙経験の有無 たばこを吸った時期 たばこを吸ったきっかけ

喫煙状況 家族の喫煙状況 たばこの入手方法

たばこの健康への影響

(三) アルコール関係項目

飲酒経験の有無 飲酒した時期 飲酒のきっかけ

飲酒状況 家族の飲酒状況 アルコールの入手方法

2 報告を求める基準となる期日は、平成二十七年八月三十一日から同年九月三十日までとする。

四 報告を求める者

小・中学校については市町村ごとに、高等学校については圏域ごとに、三分の一以上の抽出になるよう無作為抽出した学校の調査対象学年の者

五 報告を求めるために用いる方法

調査票及び封筒を送付し、調査票記入後、個別に封筒に入れて封をした状態で、封筒を開封することなく、各学校で調査票入りの封筒を郵送してもらい、回収する。

六 報告を求める期間

平成二十七年八月三十一日から同年九月三十日までとする。

青森県告示第六百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ふあいすと	株式会社ふあいすと	むつ市大平町一〇の一七	就労継続支援A型	平成二〇一九
障害福祉サービスを行う事業者	名 称	所 在 地		
株式会社ふあいすと	株式会社ふあいすと	八戸市廿三日町三九フナクベール3F		

青森県告示第六百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
障害児通所支援事業を行う事業者	名称	所在地		

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市中央三丁目二〇の三〇	放課後等デイサービス	チャレンジサポートすこやか	青森市松森二丁目一の一三三	平成二七・九一
--------------------	---------------	------------	---------------	---------------	---------

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等の賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目一のー
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年八月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 契約金額
三千八十四万四千八百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
八 入札の公告を行った日
平成二十七年七月一日

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
むつ市	金谷一丁目の一部 金谷二丁目の一部 小川町一丁目の一部 田名部	金谷の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 美加美興業株式会社
- 二 代表者の氏名 三上 盛雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四五号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 美加美興業株式会社

二 代表者の氏名 三上 盛雄

三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井一五

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第一四五号

五 取消年月日 平成二十七年八月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年八月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

七 職員が、正規の勤務時間以外の時間、就業規程第十六条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに就業規程第十七条に規定する代休日において、救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するため、当該患者の手術又は処置(処置にあつては保険診療の点数が千点以上のものに限る。以下「手術等」という。)の業務に従事した場合の業務一回につき別表第十一に定める対象職員の区分に応じて、それぞれ保険診療の点数に同表に定める割合を乗じて得た額(当該患者の手術等に従事した業務につき前二号の規定により加算の額の支給を受ける場合にあつては、その乗じて得た額から当該加算の額に相当する額を差し引いた額とし、同表に定める限度額を超える場合にあつては、この規定にかかわらず、当該限度額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)として計算して得た額

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第十一(第十条関係)

対 象	職 員		割 合	限 度 額
	管理職手当の支給を受ける職員	その他の職員		
手術に係る業務にあつては執刀医一名、第一助手又は指導医一名まで(いずれも麻酔科医師を除く。)、処置に係る業務にあつては主として従事する者一名	管理職手当の支給を受ける職員	その他の職員	十分の十	五万円
	管理職手当の支給を受ける職員	その他の職員	十分の二・五	一万二千五百円
手術に係る業務にあつては主として従事する麻酔科医師一名	管理職手当の支給を受ける職員	その他の職員	十分の五	二万五千元
	その他の職員	その他の職員	十分の一・二五	六千二百五十円

附 則
この規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭